

Info

1

「特定行政書士法定研修」の御案内

<中央研修所>

平成31年度の「特定行政書士法定研修」（行政書士法第1条の3第2項に規定する研修）を以下のとおり実施することとしていますので、御案内いたします。

なお、詳細につきましては日本行政5月号に実施要項の掲載を予定していますので、併せて御確認をお願いいたします。

趣 旨 本研修は、行政書士法第1条の3第1項第二号に規定する業務を行うのに必要な行政不服申立手続の知識及び実務能力の修得を目的とし、行政書士法第1条の3第2項に規定する研修として、日本行政書士会連合会会則第62条の3の規定に基づき実施するものです。所定の講義を受講し、理解度を確保する考査において基準に到達することにより特定行政書士となります。

対 象 行政書士（申込時点において、行政書士登録が完了している者）

内 容 以下の「講義」を所定の期間内に所定時間受講し、「考査」において基準に到達することをもって修了とします。

<講 義>2019年7月下旬から10月上旬の間に、所属単位会が指定する日時、会場において実施します。18時間 [1コマ（1時間）×18] の講義を受講してください。

<考 査>2019年10月20日（日）14：00～16：00に、所属単位会が指定する会場において実施（全国一斉開催）します。マークシート方式択一30問で行います。

受 講 料 8万円（非課税/テキスト・サブテキスト代含む）
※再受講・再受験の受講料は次号掲載の募集要項を御確認ください。

申 込 方 法 FAXによる申込み
※申込受付後、受講料入金方法（ゆうちょ銀行への払込み方法）を返信します。

申 込 期 間 2019年4月25日（木）～2019年6月21日（金）（予定）
※再受講・再受験を希望する方についても上記期間内のお申込みが必要です。

「特定行政書士」は行政書士制度の未来を問う試金石です

特定行政書士は、行政書士が作成した書類に係る許認可等に関する行政庁への不服申立手続について、代理業務を行うことができます。

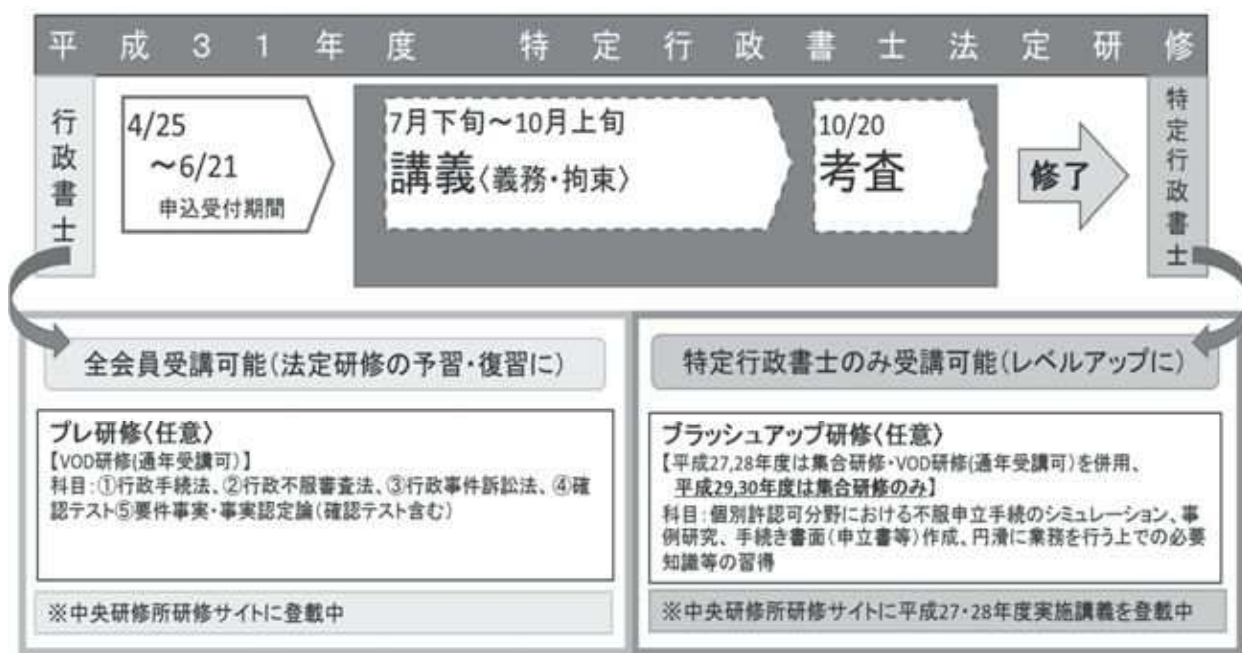
今後は、この代理業務にとどまらず、この制度が持つ新たな可能性に対して、しっかりと検証し、その実現に向けて行政書士会全体で取り組まなければなりません。

現時点ではその活用方法や範囲については具体化されてはおりませんが、特定行政書士という行政手続法の専門家として、その見識を深め、国民と行政機関の間に立って行政手続に関する相談を受ける役目を担うことや、「法テラス」と連携を図り、行政手続に関する相談は特定行政書士へという流れを作り出すことなど、可能性は十二分にあると考えます。

さらに「行テラス」構想においても、特定行政書士の活躍ということもしっかりと織り込みながら進めていく予定ですので、一人でも多くの方に本研修を受講いただき、「特定行政書士」として、新しいステージを共に作り上げていくパートナーとなられますことを期待しています。

なお本研修においては、特定行政書士制度をバックアップしてくださる心強いパートナーの有識者・弁護士の方々にも、それぞれのお立場できめ細かく御助力をいただいておりますので、受講者にとって価値ある内容のものとなっています。

平成31年度 特定行政書士法定研修の流れ



配布サブテキスト(予定)

※メインテキストは例年、350~400ページです。(非売品)



サブテキスト①
『行政書士のための行政法(第2版)』(日本評論社刊)
¥3,456(税込)
ページ数:444ページ



サブテキスト②
『行政書士のための要件事実の基礎』(日本評論社刊)
¥2,160(税込)
ページ数:216ページ

※各サブテキストの料金(①¥3,456、②¥2,160)は受講料に含まれます。

特定行政書士の修了者数(H31.2.1現在)

特定行政書士修了者数 全会員数
3,835人 / 48,105人

全会員中、
約12人に1人が特定行政書士です。

行政書士証票(特定行政書士用)



特定行政書士の研修を修了した会員の行政書士証票には、「特定行政書士」の印字がされ、色も普通の証票とは異なり金系の色となります!

